

第2 清掃工場公害防止対策事業

1. 南河内環境事業組合第2 清掃工場周辺での環境測定

第2 清掃工場の操業に伴う周辺環境への影響を把握するため、周辺地域（日野・滝畑・天野・和泉市南面利）において、大気質測定（年4 回四季測定）や水質・土壌等測定（年1 回秋季測定）及びダイオキシン類測定（年1 回秋季測定）が南河内環境事業組合※により実施され、いずれの測定値も環境基準等を下回るものであった。

※ 南河内環境事業組合

…河内長野市、富田林市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村のごみ処理を広域行政で行うために設立された組合。平成22 年4 月からは河内長野市以外の市町村のし尿処理も同組合で行われている。

2. 南河内環境事業組合第2 清掃工場河内長野市公害防止対策委員会

第2 清掃工場の操業に伴う公害の発生を防止し、周辺地域の生活環境や自然環境の保全を図ることを目的として、平成26 年度環境測定結果の報告並びに平成27 年度測定計画等を議題として同委員会を開催（平成27 年8 月4 日）し、第2 清掃工場の操業に伴う公害等の発生がなく、周辺地域の生活環境や自然環境への影響が見られないことを確認した。